

令和
6年度

芽室町特定地域選択制の概要

・学校選択制（学校教育法施行規則第32条第1項）

「市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校についてあらかじめ保護者の意見を聴取することができる」とされています。この保護者の意見を踏まえて、教育委員会が就学校を指定する場合を「学校選択制」といいます。

芽室町では平成26年度の入学生から、従来の通学区域を残したままで、特定地域（柏木町、弥生西町、幸町、北町、弥生北町の一部）に住所を有する方について、学校選択を認める「特定地域選択制」を導入しています。

この制度は、特定の地域に住所を有する方に限り、芽室西小学校、芽室西中学校（通学区域の指定校以外の学校）入学を希望する場合に、お子さんと保護者の希望により入学できる制度で、指定校以外に入学を希望する方は、学校選択の手続きが必要です。

なお、学校ごとに通学区域を定め、住所によって入学する学校（指定校）を指定していますので、学校選択制を利用せず、指定校へ入学する場合は、手続きの必要はありません。

【内容】

特定地域（4地区と1地区の一部）を対象とした、「学校入学時等」の学校選択制です。

原則

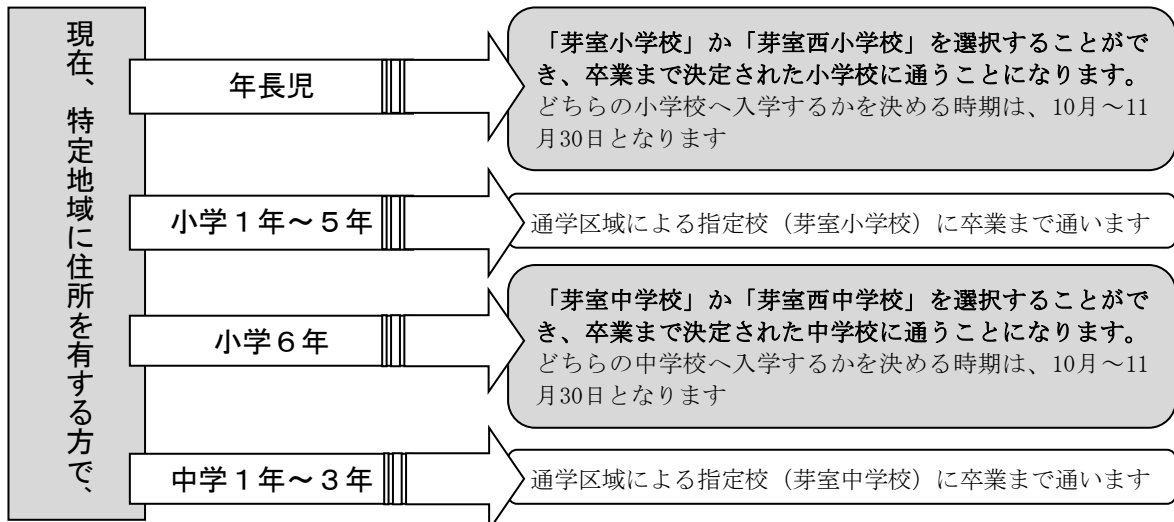
芽室小学校・芽室中学校を通学先とする**柏木町、弥生西町、幸町、北町、弥生北町の一部（東1条10丁目から東6条10丁目4～8番地まで）に住所を有する方について**、希望により学校入学前（前年の10月～11月）に芽室西小学校・芽室西中学校への入学を選択した場合は、卒業までその学校に通うことになります。

スケジュール（予定）



（新1年生／令和6年度小学校入学者）

- ・10月13日（金） 入学通知（郵送）
- ・11月19日（日） 就学時健康診断実施
- ・2月 2/7（水）芽室小入学説明会
- ・4月 2/15（木）芽室西小入学説明会
- ・10月～11月30日 保護者の意向確認（入学する小学校の選択）



※選択により兄弟姉妹と別の学校に通うことになる場合は、在学中も選択することができます。

※特定地域に転入された方も、転入時に選択することができます。